

第4章 人権教育・啓発の推進

京都府においては、前章で掲げた同和問題など様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる

自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる

人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園

(取組の現状)

保育所・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所・幼稚園においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、

相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

(課題)

保育所・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることをはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

(施策の方向)

今後とも、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることをはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

(取組の現状)

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむとともに、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

私立小・中・高等学校及び専修・各種学校に対しても、人権教育の推進に資する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援しています。

（課題）

学校での人権教育については、学校間において取組内容に差があります。

また、児童生徒が、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成に課題がみられます。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されています。

（施策の方向）

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」や「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、市町村との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心をはぐくむことなどを視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容

や指導方法の一層の改善に努めます。

人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深め、成果を府内全体の学校に波及させるよう努めます。また、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、府内の学校への提供に努めます。

子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。特に、京都府総合教育センターにおいて、体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施します。

また、私立学校等においても、人権教育が積極的に推進されるよう、支援と要請に努めます。

(3) 地域社会

(取組の現状)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

京都府では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また、市町村の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を中心として人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。

そのため、人権教育指導資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた指導者研修を実施しています。

また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

（課題）

地域社会には、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発が十分に届いていない人々が存在するという問題も指摘されています。したがって、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等の吟味が不十分であるため、体験に終始しがちであるなどの課題も指摘されています。

（施策の方向）

府民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、市町村の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムの開発を進めるとともに、広く関係機関にその成果を普及し、府内各地における人権教育資料等の活用状況を把握して、必要に応じて改訂を行うなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の

充実を図ります。

(4) 家庭

(取組の現状)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を涵養するため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、児童福祉の専門機関である児童相談所を中心として、民生委員・児童委員、母子自立支援員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

(課題)

少子化や都市化・核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

(施策の方向)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果がはぐくまれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努

めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、児童相談所等の専門性を生かし、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育機能の強化の支援に努めます。

(5) 企業・職場

(取組の現状)

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、府民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

京都府は、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行っているほか、公正な採用の推進を図るための啓発を行っています。

さらに、京都市、京都地方法務局などの行政機関とともに構成する 京都人権啓発行政連絡協議会においても、企業内の同和問題など様々な人権問題の解決を図るため、企業の役職員等に対する研修を実施するとともに、採用時や職場内の人権侵害を防止するため、企業内人権啓発推進員の設置を推進しています。

また、企業・職場が実施する研修会等については、様々な人権問題をテーマとして手法も工夫しながら取組が推進され、関係団体を通じた効果的な人権啓発活動の実践に着実に成果を上げてきており、今後も一層の取組を続けていくことが重要です。

(課題)

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社

会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

(施策の方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業の役職員等を対象とした人権研修の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

「新京都府人権教育・啓発推進計画」の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、マスメディア関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者等に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力を努めることとします。

なお、このほか、国の「基本計画」においては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官等を入権にかかわりの深い職業に従事する者とし、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めることとされています。

(1) 教職員・社会教育関係職員

(取組の現状)

学校における人権教育の推進に当たっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、京都府総合教育センター等での研修により、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。併せて、人権教育指導資料や指導事例集等を各学校に配布し人権教育・啓発の推進を図っています。

社会教育においては、社会教育関係職員が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

そのため、様々な形での指導者研修会を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

また、上記人権教育指導資料と併せて活用事例集等手引きを作成し、有効な活用を促進しています。

（課題）

子どもたちに豊かな人権感覚をはぐくむためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題が指摘されています。

また、社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が十分に身に付いているとは言えないことなどが指摘されており、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係職員の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

（施策の方向）

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、京都府総合教育センター等における研修内容を充実させ、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

なお、府内における学校教育の重要な一翼を担う私立幼稚園・小・中・高等学校及び専修・各種学校や大学における教職員についても、人権意識の高揚が図られるよう要請するとともに私立学校教職員を対象とした人権研修や府立大学及び府立医科大学の教職員に対する人権研修を行います。

また、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の一層の充実に努めます。

(2) 医療関係者

(取組の現状)

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセントの徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備をはじめ、適切な患者の処遇等人権意識の一層の高揚が図れるよう、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等が所属する各医療関係団体において、人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

(課題)

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し患者本位の医療を提供することが求められており、そのためには、患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が求められるため、人権教育・啓発の一層の推進が必要です。

(施策の方向)

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の向上を図るため、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等に対する人権教育が推進されるよう、医療従事者を育成する学校や養成所のほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体における人権教育・啓発の充実について指導・要請に努めるほか、京都府が実施する研修においても、関係団体の参加を求めています。

また、京都府に医療に関する患者や家族の苦情等に対応するための窓口を設置し、医療機関に必要な指導を行う等、人権啓発の充実を図っていくこととします。

(3) 保健福祉関係者

(取組の現状)

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機

会の多い生活保護 ケースワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

また、保健福祉関係職員を育成する学校や養成所の一部及び研修機関でも、人権尊重に関する意識や態度の形成を目的とした教育が行われています。

(課題)

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

(施策の方向)

保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援します。

また、こうした保健福祉関係職員を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実にについて指導・要請に努めます。

(4) 消防職員

(取組の現状)

府内各消防本部の消防職員については、府立消防学校への入校時において各教育課程に応じた人権教育が実施されています。

府立消防学校では、消防職員の各教育課程の中で人権に関する講義を行っている他、聴覚障害者に対応するため手話や基礎知識等を身に付けられるよう講義に取り入れ、現場で適切な対応が行えるよう人権研修の充実に努めています。

(課題)

消防職員は、その業務を通じて地域住民の生命と暮らしを災害から守ることで社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉の増進に努めていることから、幅広い視野と豊

かな人権感覚が求められます。そのため、職員に対する人権意識の高揚に向けた教育の一層の充実が必要です。

(施策の方向)

消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行うよう、府立消防学校において人権に関する講義の充実を図るとともに、各消防本部において継続的に人権研修が実施されるよう要請に努めます。

(5) 警察職員

(取組の現状)

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務を有しており、人権にかかわる諸活動が多いことから、人権を尊重した公正かつ適切な職務執行が徹底されるよう、職務倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化をはじめとし、「京都府警察被害者対策要綱」に基づく被害者対策に関する各種教養を実施するなど、職場や警察学校において、被害者、被疑者、その他の関係者の人権への配慮に重点を置いた教育訓練を行っています。

(課題)

警察職員は、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付けることが求められています。

(施策の方向)

今後とも、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行うため、職場や警察学校における各種教養などの機会を通じて、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育の充実に努めます。

また、被害者の救援、捜査過程における二次的被害の防止・軽減等のための各種施策の推進をはじめ、DVを含む人権侵害の被害者が抱える多様なニーズに応えるためのきめ細かな被害者対策の実践や、次代を担う青少年の健全育成に関する諸活

働の積極的な推進に努めます。

(6) 公務員

(取組の現状)

京都府職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

さらに、市町村の職員に対しても、地域における様々な人権問題の身近な指導者として活躍できるよう、人権の保障をめぐる国内外の取組や人権問題について体系的に学ぶ機会となる指導者養成研修会を実施しています。

(課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、公務員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

(施策の方向)

京都府職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、職員一人ひとりが担当する業務を点検することができる指標づくりに取り組みます。

なお、市町村職員に対しても、指導者養成研修会等を実施するとともに、積極的

に各種情報の提供を行い職員の人権意識の向上を支援します。

(7) マスメディア関係者

(取組の現状)

マスメディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

(課題)

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

(施策の方向)

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に府民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。